

青森県報

号外第二十七号

平成二十七年
三月三十日
(月曜日)

目 次

人事委員会規則二二五(青森県教育委員会教育長の営利企業等の従事制限)	(職員課) …… 一
人事委員会規則七 一〇(学校職員の特殊勤務手当)の一部を改正する規則	(同) …… 一
人事委員会規則七 二七(警察職員の特殊勤務手当)の一部を改正する規則	(同) …… 二
人事委員会規則七 五一(へき地手当等)の一部を改正する規則	(同) …… 二
人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を改正する規則	(同) …… 二
人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則	(同) …… 三

人事委員会

人事委員会規則二二五(青森県教育委員会教育長の営利企業等の従事制限)をここに公布する。

平成二十七年三月三十日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則二二五

青森県教育委員会教育長の営利企業等の従事制限

(趣旨)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第十一条第七項の規定に基づき、青森県教育委員会教育長が営利企業等に従事しようとする場合の地位に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(従事制限を受ける会社又は団体における地位)

第二条 青森県教育委員会教育長は、教育委員会の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問、評議員その他これらに準ずる地位を兼ねてはならない。

附 則

- この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第一項の場合においては、この規則の規定は適用しない。

人事委員会規則七 一〇(学校職員の特殊勤務手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 一〇(学校職員の特殊勤務手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一〇(学校職員の特殊勤務手当)の一部を次のように改正する。
第二条第一号(1)ア中「六千四百円」を「八千円」に改め、同号(1)イ及びウ中「六千円」を「七千五百円」に改め、同号(2)及び(3)中「三千四百円」を「四千二百五十円」に改め、同号(4)中「二千四百円」を「三千円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

~~~~~

人事委員会規則七 二七（警察職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 二七（警察職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 二七（警察職員の特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。第十條中「記入」を「記録」に改め、同條に次の一項を加える。

2 前項の場合において、同項の規定による必要な事項を警察勤務管理システム（職員の勤務管理及び給与支給の事務を処理することを目的として青森県警察が設置した、電気通信回線により相互接続された電子計算機とプログラムを組み合わせたものをいう。）を使用して記録したときは、同項の規定による記録をしたものとみなす。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 五一（へき地手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 五一（へき地手当等）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 五一（へき地手当等）の一部を次のように改正する。別表第一の共同調理場の表中

「六ヶ所村学校給食センター」 上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附五 を

「六ヶ所村学校給食センター」 上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附一 に改める。

別表第二の中学校の表中

「今別中学校」 東津軽郡今別町大字山崎字山崎一〇八 を

「東北東中学校」 上北郡東北町字素柄邸八二

「今別中学校」 東津軽郡今別町大字山崎字山崎一〇八 に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、改正後の人事委員会規則七 五一（へき地手当等）別表第一の規定は、平成二十六年八月一日から適用する。

人事委員会規則七 六七（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 六七（管理職手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 六七（管理職手当）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の項中 「美術館事務局長」を「美術館事務局長」に、「本庁室長（区分五類のものを除く。）」を「本庁室長（区分五類のものを除く。）」に、「ムリダー」を「本庁室長（区分五類のものを除く。）」に、

「IT専門監」を「IT専門監」に、「国際誘客推進監」を「国際誘客推進監」に、「IT専門監」を「IT専門監」に、「八戸工科学院副院長」を「八戸工科学院副院長」に、「八戸工科学院副院長」を「八戸工科学院副院長」に、

院副院長 特別補佐」に、「地域県民局地域農林水産部水産事務所長（区分十類のものを除く。）」を「地域県民局地域農林水産部水産事務所長」に、

「東青地域県民局地域整備部目屋ダム建設所長」を「東青地域県民局地域整備部目屋ダム建設所長」に、「病」

「東青地域県民局地域整備部目屋ダム建設所長」を「東青地域県民局地域整備部目屋ダム建設所長」に、「病」

「東青地域県民局地域整備部目屋ダム建設所長」を「東青地域県民局地域整備部目屋ダム建設所長」に、「病」

「東青地域県民局地域整備部目屋ダム建設所長」を「東青地域県民局地域整備部目屋ダム建設所長」に、「病」

「東青地域県民局地域整備部目屋ダム建設所長」を「東青地域県民局地域整備部目屋ダム建設所長」に、「病」

「東青地域県民局地域整備部目屋ダム建設所長」を「東青地域県民局地域整備部目屋ダム建設所長」に、「病」

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を次のように改正する。

第三条第二号口中「第四号」を「第五号」に改め、同号中八を削り、二を八とし、ホを二とする。

第七条第一項中「第五号、第六号及び第八号」を「第四号、第五号及び第七号」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第十四条第一項第一号中「百分の九十六・五以上百分の百五十五以下」を「百分の九十以上百分の百四十五以下」に、「百分の百二十二・五以上百分の百九十五以下」を「百分の百十六以上百分の百八十五以下」に改め、同項第二号中「百分の八十五以上百分の九十六・五未満」を「百分の七十九・五以上百分の九十未満」に、「百分の百八以上百分の百二十二・五未満」を「百分の百二・五以上百分の百十六未満」に改め、同項第三号中「百分の七十四・五」を「百分の六十九・五」に、「百分の九十四・五」を「百分の八十九・五」に改め、同項第四号中「百分の七十四・五未満」を「百分の六十九・五未満」に、「百分の九十四・五未満」を「百分の八十九・五未満」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第十四条の二第一項第一号中「百分の三十七・五超」を「百分の三十五超」に、「百分の四十七・五超」を「百分の四十五超」に改め、同項第二号中「百分の三十七・五」を「百分の三十五」に、「百分の四十七・五」を「百分の四十五」に改め、同項第三号中「百分の三十七・五未満」を「百分の三十五未満」に、「百分の四十七・五未満」を「百分の四十五未満」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(規則第三条及び第七条の規定に関する経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第一項の場合においては、この規則による改正後の人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)(以下「改正後の規則」という。)第三条及び第七条の規定は適用せず、この規則による改正前の人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)第三条及び第七条の規定は、なおその効力を有する。

(規則第十四条第一項第三号の規定に関する経過措置)

3 平成二十七年六月及び十二月に支給する勤勉手当に関する改正後の規則第十四条第一項第三号の規定の適用については、同号中「百分の六十九・五」とあるのは「百分の六十九・五以上百分の七十二・五以下」と、「百分の八十九・五」とあるのは「百分の八十九・五以上百分の九十二・五以下」とする。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭